

加西市産業の振興に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興の基本となる事項を定めることにより、産業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化及び雇用の促進を図り、もって活力ある地域社会の実現と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において、事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 経済関係団体 商工会議所等の経済団体並びに産業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本方針)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重し、市、事業者、経済関係団体及び市民が一体となって推進することを基本とする。

2 産業の振興は、本市に存する多様な技術、優れた産業基盤、特色ある地域資源等を積極的に活用して推進するものとする。

(施策)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づき、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤強化の支援に関する施策
- (2) 創業の促進及び新産業の創出に関する施策
- (3) 販路拡大及び受注機会の増大に関する施策
- (4) 雇用環境の整備及び産業を担う人材の育成に関する施策
- (5) 事業の承継の促進に関する施策
- (6) 地域経済の循環の促進に関する施策
- (7) 農商工連携の推進等による新たな商品、サービスの開発に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、産業の振興に必要と認められる施策

(市の責務)

第5条 市は、国、兵庫県及び経済関係団体との連携を図りつつ、事業者の自主性を尊重し、産業の振興を図るための総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、事業者及び経済関係団体がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援するとともに、連携して産業の振興を図るための施策を推進することができる体制を整備するものとする。

3 市は、産業の振興を図るための施策を策定するにあたり、事業者及び市民からの意見を聴取するとともに、地域経済の状況を的確に把握し、産業の振興に関する調査研究を行うものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な努力及び創意工夫により経営の向上に努めるものとする。

2 事業者は、市内における雇用機会の創出に努めるとともに、従業員の福利厚生の実施及び雇用の安定を図るよう努めるものとする。

3 事業者は、地域社会の構成員として、その事業活動を通じて、地域経済の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

(経済関係団体の役割)

第7条 経済関係団体は、事業者の経営の向上を図る取り組みに対して積極的に支援するよう努めるものとする。

2 経済関係団体は、国、兵庫県、市及び他の経済団体等が行う産業の振興を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

3 経済関係団体は、産業の振興のための活動を通じて、地域経済の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、産業の振興が活力ある地域社会の実現及び市民生活の向上に寄与することを理解し、商品の購入及び役務の利用、就労等を通じて、産業の振興を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。